

議案第94号

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例制定の件

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業（上水道事業及び簡易水道事業をいう。以下同じ。）及び下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業をいう。以下同じ。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

2 町民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の全部適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 上水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 本町区、中央町区、大町区、旭町区、愛生町区、新工町区、栄町区、幸町区、柏木町区、北町区、曙町区、東町区、寿町区、五条町区、一心町区、東栄西区、東栄東区、麻生町区、錦町区、錦町西区、桜木町区、美園区、花園町東区、花園町中央区、花園町西区、南町区、緑町東区、緑町西区、西町区、西園町区、泉町区、泉町東区、睦町区、西工町区、元町区、弥生中央町区、弥生西町区、弥生北町区、青葉西区、青葉東区、南が丘区、南が丘東区、南が丘西区、日甜区、下美生区、大成区、東めむろ第1区、東めむろ第2区、東めむろ第3区、

東めむろ第4区、新生区、新生2区、北伏古区、中伏古区、博進区、坂の上区、栄区、明友区、共栄区、上伏古区、雄馬別区、東伏美区及び西伏美区の全域並びに高岩区のうち、南5線27番地7と道道用地界との交点を起点として、道道を南進、南6線25番地1との交点を結び、更に南6線38番地4と南6線36番地1との交点、南3線37番地1と南3線35番地との交点、南3線45番地2と南3線47番地1との交点、南2線48番地3と西芽室区との交点及び南1線35番地1と芽室川築堤との交点を終点とし、これを順に結んだ内側の区域

(2) 給水人口 18,200人

(3) 1日最大給水量 8,500立方メートル

3 簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 上美生地区簡易水道事業

ア 給水区域 上美生市街地一円、上美生1線、上美生2線、上美生3線、上美生4線及び上美生5線

イ 給水人口 280人

ウ 給水量 1日最大給水量 215立方メートル

(2) 美生地区簡易水道事業

ア 給水区域 美生区及び報国区の全域並びに高岩区のうち、南6線39番地1、南4線40番地1、58番地2、南5線58番地2、56番地2及び南6線55番地を順次結んで囲まれた区域並びに洪山区の一部

イ 給水人口 600人

ウ 給水量 1日最大給水量 240立方メートル

(3) 河北地区簡易水道事業

ア 給水区域 平和区、北明区、祥栄区、新祥栄町区、関山区、上関山区、毛根区、芽室太区、美蔓区、西士狩区及び国見区の全域

イ 給水人口 1,160人

ウ 給水量 1日最大給水量 1,010立方メートル

4 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 処理区域 芽室町公共下水道事業計画区域

(2) 処理区域面積 793.3ヘクタール

(3) 処理人口 13,000人

5 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 処理区域 芽室町農業集落排水処理計画区域

- (2) 処理区域面積 15.0ヘクタール
- (3) 処理人口 200人
- (4) 1日最大処理能力 66立方メートル

6 個別排水処理事業の処理区域は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域以外の区域とする。

(組織)

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道課を置く。

(特別会計)

第6条 法第17条及び令第8条の4の規定により、第4条第2項の上水道事業及び同条第3項の簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が1,500万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（信託の場合を除き土地にあつては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第10条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事

業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(芽室町集落排水施設設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 芽室町集落排水施設設置条例（昭和51年条例第4号）

(2) 芽室町個別排水処理施設設置条例（平成6年条例第22号）

(3) 芽室町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第38号）

説 明

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、水道事業と下水道事業の一体的な運営体制により、更なる経営基盤の強化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。